

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 3 日

各都道府県
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和 2 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）に係る
「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」（新型コロナウイルス感染症対策）
の追加募集等について（通知）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）における新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、令和 2 年度実施分については、「令和 2 年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の内定について（通知）」（令和 2 年 4 月 1 日付け初等中等教育局長通知）において通知したところですが、感染の長期化等の状況を踏まえ、令和 2 年度補正予算（第 2 号）においても幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業を実施することとなりました。

つきまして、下記のとおり追加の事業募集を行うこととなりましたので、各都道府県におかれましては期日までに事業計画書を作成の上、御提出いただきますようお願いいたします。なお、都道府県内で複数の部局にまたがる場合は、教育支援体制整備事業費交付金御担当課において取りまとめの上、提出先まで御提出ください。

記

1. 補助限度額について

今回の申請可能額は、1施設あたり 500 千円を上限額とします。（既内定額は含みません。）

この補助限度額の範囲内で、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費を計上することが可能です。

なお、予算の効率的執行を図る観点から、今回の事業申請に際して、まずは既内定額の執行状況を十分に精査していただき、仮に不用額が見込まれる場合は、当該不用額を充当した上でなお不足する分に限って事業申請を行うようお願いいたします。

2. 「かかり増し経費」の対象について

幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増に係る経費を対象とします。なお、手当などの人件費については、預かり保育を実施した場合に係る経費に限りますのでご注意ください。

<「かかり増し経費」の例>

- ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等（通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む）

- ・家庭訪問等実施のための交通費
- ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費
- ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費
- ・感染症対策の研修受講等に要する経費

3. 補助事業者について

引き続き、都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者を対象とします。

4. 事業計画書の提出について

令和2年7月31日（金）までに（別紙）様式により下記提出先まで御提出ください。

※記載方法等については様式内の記載例等を参照の上、記載してください。

※タイトルは「【県番号・都道府県名】（別紙）様式」としてください。

（提出先）

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【県番号・都道府県名】令和2年度教育支援体制整備事業費交付金（新型コロナウイルス対策分）事業計画書（提出）」としてください。

（今後のスケジュール）

事業計画書の提出後、当課で交付内定額を提示し、その範囲内で交付申請書の作成を別途依頼します。

- ・事業計画書の提出期限・・・令和2年7月31日（金）【締切厳守】
- ・内定（内定額の提示）・・・令和2年8月中
※交付申請書の提出期限及び交付決定日については、内定時にお知らせします。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係

電 話：03-5253-4111（内 2714）

03-6734-2714（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp